

整商連の定款

| | |
|------|--------------|
| | 昭和49年9月28日 |
| 一部改正 | 昭和51年7月10日認可 |
| 〃 | 昭和53年7月13日認可 |
| 〃 | 昭和54年6月21日認可 |
| 〃 | 昭和58年7月19日認可 |
| 〃 | 平成12年6月14日認可 |

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、自動車分解整備事業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、日本自動車整備商工組合連合会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、全国とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載することにより行う。

(規約)

第6条 本会の組織及び運営に関し必要な事項は、この定款で定めるもののほかは別に定める規約による。

第2章 事業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる商工組合の事業についての指導及び連絡
- (2) 自動車分解整備事業に関する指導及び教育
- (3) 自動車分解整備事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (4) 自動車分解整備事業に関する調査研究
- (5) 自動車分解整備事業の構造改善計画の実施及び推進指導に関すること

2 本会は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う自動車並びに整備用部品材料及び作業用機械工具類、自動車用品、教育用品の共同購入並びに購入の斡旋
- (2) 所属員のための共同施設の設置及びその維持管理
- (3) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及びその借入れ
- (4) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうける会員に対するその債権の取立て
- (5) 所属員の取り扱う自動車整備料金のクレジット券の発行
- (6) 所属員が雇用する従業員の共同募集
- (7) 前各号の事業以外の所属員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に付帯する事業

3 本会はその事業に関し、所属員のための組合協約を締結することができる。

第3章 会員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、全国各地において自動車分解整備事業を資格事業とする商工組合とする。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、おのおの1個の議決権及び役員選挙権を有する。

(加入)

第10条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第11条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする

出資の全額の払込みをしなければならない。

(自由脱退)

第12条 会員は、あらかじめ、本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第13条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決によって除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員
- (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 会員が脱退したときは、会員の本組合に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第15条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条

(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(届出)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(使用料又は手数料)

第17条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴取することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める。

(経費の賦課)

第18条 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴取の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(過怠金)

第19条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、理事会の議決により過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その理事会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第1号から第3号までに掲げる行為のあった会員
- (2) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(不服の申立て)

第20条 前条第1項の過怠金の賦課に対して不服のある者は、賦課の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって、本会に不服の申立てをすることができる。

2 前項の不服の申立てがあった場合においても、過怠金の徴収は、停止

しない。

(過怠金再審査委員会)

第21条 前条の不服の申立てを審査するため、本会に過怠金再審査委員会を置く。

- 2 過怠金再審査委員会は、総会において選挙された委員5人で組織する。
- 3 過怠金再審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、過怠金再審査委員会に関し必要な事項は、規約で定める。

(延滞金)

第22条 本会は、使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴取することができる。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第23条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

(出資1口の金額)

第24条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第25条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第26条 会員の持分は、本会の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 27人以上30人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員任期)

第28条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までの、いずれか短い期間。

ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を伸張することを妨げない。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までの、いずれか短い期間。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第29条 理事のうち、会員の理事でない者は、定数の1/3以内とする。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務)

第30条 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選任する。

2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の常務を執行し、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、本会の常務を分

掌し、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1名を定める。

(監事の職務)

第31条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第32条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員を選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員を選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員を選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員を選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第34条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問、相談役)

第35条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(職員)

第36条 本会に、参事及び会計主任のほか、若干名の職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第39条 会員は、前条の規程によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる会員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、総会ごとに選任する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又

は選挙権を行使する者を除く。）3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第43条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金の最高限度額

(2) 1会員に対する貸付金（手形の割引を含む。）及び1会員のためにする債務保証の金額の最高限度額

(3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第44条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催の日時及び場所

(3) 会員数及びその出席者数

(4) 議事の経過の要領

(5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第45条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

- 3 理事は、必要あると認めるときは、何時でも、会長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当

な理由がないのに会長が理事会招集の
手続をしないときは、自ら理事会
を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第46条 理事会の招集は、会日の7日前
までに日時及び場所を各理事に通知
してするものとする。ただし、理事
全員の同意があるときは、招集の手
続を省略することができる。

(理事会の議事)

第47条 理事会の議事は、理事の過半
数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第48条 理事は、やむを得ない理由が
あるときは、あらかじめ通知のあつ
た事項について、書面により理事会
の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法又は定款で定め
るもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項
で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第50条 理事会においては、会長がそ
の議長となる。

2 理事会の議事録については、第44
条(総会の議事録)の規定を準用す
る。

この場合において、同条第2項第
4号中「(可決、否決の別及び賛否の
議決権数)」とあるのは、「(可決、
否決の別及び賛否の議決権数並びに
賛成した理事の氏名及び反対した理
事の氏名)」と読み替えるものとし
る。

(委員会)

第51条 本会は、過怠金再審委員会
のほか、その事業の執行に関し、理事
会の諮問機関として、委員会を置く
ことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関
する事項は、規約で定める。

第7章 資産及び会計

(自動車整備近代化資金)

第52条 本会は、自動車分解整備業の
近代化を促進するために、自動車整

備近代化資金を設けることができ
る。

(特別会計)

第53条 本会は、自動車整備近代化資
金の運用を遂行するため、特別会計
を設けることができる。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1
日に始まり、翌年3月31日に終わる
ものとする。

(法定利益準備金)

第55条 本会は、出資総額に相当する
金額に達するまでは、毎事業年度の
利益剰余金の10分の1以上を法定利
益準備金として積み立てるものとし
る。

2 前項の準備金は、損失のてん補に
充てる場合を除いては、取り崩さな
い。

(資本準備金)

第56条 減資差益(第14条ただし書の
規定によって払い戻しをしない金額
を含む。)は、資本準備金として積
み立てるものとする。

(特別積立金)

第57条 本会は、毎事業年度の利益剰
余金の10分の1以上を特別積立金と
して積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に
充てるものとする。ただし、出資総
額に相当する金額を超える部分につ
いては、損失がない場合に限り、総
会の議決により損失のてん補以外の
支出に充てることができる。

(利益剰余金及び繰越金)

第58条 1事業年度における総益金に総
損金及び繰越損益金を加減したもの
を利益剰余金とし、第55条の規定に
よる法定利益準備金、第57条の規定
による特別積立金及び納税引当金を
控除して、なお剰余があるときは、
総会の議決によりこれを会員に配当
し、又は翌事業年度に繰り越すもの
とする。

(利益剰余金の配当)

第59条 前条の配当は、総会の議決を
得て、事業年度末における会員の出
資額、若しくは会員がその事業年度

において本会の事業を利用した分量
に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額
に応じてする配当は、年1割を限度
とする。

3 配当金の計算に当たっては、その
基礎となる金額で計算上不便な端数
は切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第60条 損失金のてん補は、特別積立
金、法定利益準備金、資本準備金の
順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第61条 本会は、毎事業年度の終わり
において、職員退職給与引当金とし
て、別に定める額を計上する。

付 則

1. 設立当時の役員任期は、最初の通
常総会の日までとする。

2. 最初の事業年度は、本会の成立の日
から昭和50年3月31日までとする。

付則(昭和51年5月27日第5回通常総
会議決)

この定款の一部改正(第30条)は、
昭和51年7月10日より実施する。

付則(昭和53年5月25日第10回通常総
会議決)

この定款の一部改正(第30条およ
び第46条)は、昭和53年7月13日よ
り実施する。

付則(昭和54年5月25日第12回通常総
会議決)

この定款の一部改正(第35条)は、
昭和54年6月21日より実施する。

付則(昭和58年5月25日第23回通常総
会議決)

この定款の一部改正(第53条、第
54条)は、昭和58年7月19日より実
施する。

付則(平成12年5月26日第61回通常総
会議決)

この定款の一部改正(第1条、第5
条、第7条、第16条、第17条、第19
条、第28条、第31条、第32条、旧
第36条削除、第36条、第40条、第
44条、第57条)は、平成12年6月14
日より実施する。